

平成28年度

第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

平成28年度第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 平成28年9月9日(金)

場 所 埼佛会館2階 東西会議室

出席者(11名) (敬称略)

齊藤 正明	木下 高志	中川 進
島村 新	石井 幸男	栗原 充常
伊東 政信	加藤 孝夫	金井 千尋
甲原 裕子	柴田 潤一郎	

欠席者(2名) (敬称略)

鈴木 弘	尾崎 啓子
------	-------

事務局

三須	学事課長
関	学事課副課長
藤原	高等学校担当主幹
植竹	幼稚園担当主幹
鈴木	専修各種学校担当主幹
西野	高等学校担当主査
茂木	幼稚園担当主査
伊東	専修各種学校担当主査
八田	高等学校担当主任
山口	高等学校担当主任
並木	幼稚園担当主任
小林	専修各種学校担当主任

1 開 会

定足数を確認し、10時00分審議会を開会した。

2 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、島村 新委員、金井 千尋委員を指名した。

3 諮問事項

(1) 審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
平成28年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛11 否0
平成28年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛11 否0
平成28年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛11 否0

(2) 審議内容

別添「審議記録書」のとおり

4 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、10時20分閉会を宣言した。

平成28年9月9日

議 長 加藤 孝夫

議事録署名人

委 員 島村 新

委 員 金井 千尋

【審議記録書】

○司会 おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。時間前ではありますが、資料の確認を先にさせていただきたいと思います。机の上に置かせていただきましたが、資料一覧がございまして、インデックスがございまして、次第がありまして、委員名簿、配席図、資料1から3、参考資料1から3、そして参考までに条例と要綱を付けております。

それでは、これから審議会を始めさせていただきます。議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課長の三須でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、鈴木弘委員、尾崎啓子委員は、所用により御欠席となっております。

1 開会

○司会 それでは、審議会条例第6条第2項に定めます定足数を満たしておりますので、ただ今から平成28年度第2回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

まず、加藤会長から、一言御挨拶をいただきたいと思います。

2 会長挨拶

○加藤会長 おはようございます。会長を仰せつかっております加藤でございます。審議会の委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。御案内のとおり、当審議会は、知事の諮問を受けまして、運営費補助金の配分の基本方針について御審議いただいております。前回、それぞれのお立場から様々な御意見をいただきました。今回はその意見等を踏まえまして、事務局から配分基準案について説明がある予定です。皆様方の御協力をいただきながら、円滑な議事の進行に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

3 議事録署名委員の指名

○加藤会長 それでは、条例第6条第1項に基づき、私が議長として議事を進めてまいります。議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定により、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。島村新委員、金井千尋委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開等につきまして、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定しております。今回の会議につきましては、公開とすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤会長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。傍聴者の紹介を事務局からお願いします。

○事務局 本日は特にございませぬ。

○加藤会長 はい、分かりました。

4 諮問事項 (3 件)

(1) 平成 28 年度私立学校 (小学校・中学校・高等学校) 運営費補助金配分の基本方針について

(2) 平成 28 年度私立学校 (幼稚園) 運営費補助金配分の基本方針について

(3) 平成 28 年度私立学校 (専修学校・各種学校) 運営費補助金配分の基本方針について

○加藤会長 それでは、審議に入りたいと思います。第 1 回審議会から引き続き、諮問事項は 3 件でございます。前回、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえまして、事務局に「平成 28 年度運営費補助金配分の基本方針」の案の整理をお願いしたところです。「平成 28 年度運営費補助金配分の基本方針」の案について事務局から説明をお願いします。

○事務局 高等学校担当の藤原と申します。私からは、小・中・高等学校の運営費補助金配分の基本方針 (案) について御説明いたします。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

お手元の資料 1 の 1 ページを御覧ください。ページ上段の「1 配分の基本的な考え方」、中段の「2 基礎配分」、1 枚おめくりいただきまして 2 ページの「3 政策誘導配分」について、第 1 回でお示しました内容とこれらは同じでございますので、本日は、昨年度との変更点を中心に御説明申し上げます。

恐れ入りますが、1 枚おめくりいただき、3 ページを御覧ください。「4 平成 28 年度の変更点」のうち、まず (1) 基礎配分の①高等学校でございます。高等学校の基礎配分は、前年度の生徒数や教職員数に応じた支出状況、つまり決算書の額に基づき一定割合を補助する補助対象経費方式でございました。本年度は、左側の配分項目の欄にございます①人件費について、右側の変更点の欄のとおり、①について、補助対象となる本務職員上限数の算出方法を見直したいと存じます。

今回、新たに補足資料を加えましたので、恐れ入りますが 2 枚おめくりいただき、5 ページの資料で説明させていただきます。「5 平成 28 年度の主な変更点」(1) 基礎配分、③本務職員人件費でございます。現状としましては、週 5 日以上勤務する本務職員の人件費は、①前年度決算額と②570 万円、県内の前年度平均給与額に本務職員数を乗じた額のいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額を配分しております。この②にある本務職員数につきましては、各学校の経営努力を促すため上限数を設けておりますが、第 1 回審議会におきまして、本務職員数の配分を増やすため、この上限数を変更できな

いか御審議いただき、賛成の御意見を頂戴したところです。そして、増やすに当たっては、ダイヤのところでございますが、現状の上限数の考え方でございますとおり、240人増えるごとに本務職員が一律で1人増えるのではなく、「500人から240人増えるのと2,000人から240人増える場合とでは、規模の利益が働き、事務負担が異なる。職員数については規模が大きくなれば逡減、逆に規模が小さくなれば逡増というような配分が実態に近い」との御意見をいただいたところでございます。御意見を踏まえ、資料中段の表のとおり変更したいと存じます。

算式から新たに表といたしました、ページの一番下のダイヤを御覧ください。「変更後の上限数の考え方」のところでございますが、現行の240人きざみの一律増加でなく、県内で最も規模が小さい280人以下の学校群は、現行では上限数3人ですが、1人増やして4人に増加し、その後、生徒が200人増えると上限が1人増えて5人になっています。生徒が240人増えると上限数が6人、280人増えると上限が7人と増えていく形といたしました。規模のメリットを踏まえた変更を行った結果、小規模・中規模校で上限数が増加する一方、生徒数が1,500人以上の大規模校の上限は変わらず、全体としては3分の2程度の学校で配分が増加いたします。

その他の変更点といたしまして、恐れ入りますが2枚前にお戻りいただき、3ページを御覧ください。上段の表、右側の変更点の欄の小さい点でございます。②④について、②は教育研究経費、④は設備関係の基準額でございますが、これらは県内校の平均額としておりまして、決算額の平均が増加しておりますので、自動的に時点修正するものがございます。

なお、中段の表②の中学校、下段の表③の小学校の基礎配分につきましては変更ございません。また、1枚おめくりいただき、4ページでございますが、(2)政策誘導配分につきましても、小・中・高校ともに変更はございません。

小・中・高等学校につきまして説明は以上でございます。よろしく御審議くださいませうようお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、幼稚園の運営費補助金配分の基本方針(案)について御説明をさせていただきます。申し訳ありませんが、着座にて御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料2を御覧いただきたいと存じます。小・中・高等学校と同様、昨年度との変更点について、御説明をさせていただきます。3ページをお開きいただきまして、「4 平成28年度の変更点」を御覧ください。(1)基礎配分の①園児数割及び⑤満3歳児数割でございますが、例年どおり、平成28年度予算の積算単価が増額されたことを踏まえまして、補助単価を予算単価の増加率分増額するものです。

次に、③常勤教員割及び④常勤職員割につきましては、5ページをお開きください。1の常勤教員割でございますが、現在の配分基準では、実学級数に定員の規模に応じて2人又は3人を加えるなどして標準の教員数を算出し、これに補助単価130万円を乗じて得た額を配分しています。しかし、定員と実員が乖離している幼稚園が多くなっている

ことから、実態にそぐわなくなっています。例えば、定員が 300 人で実員が 200 人の場合は、加算が 3 人となりますが、実際の教員の配置は実員に応じて配置することから実員 200 人に応じて加算を 2 人とした方が実態に合うということになります。このため、算定方法をこれまでの定員から実員とさせていただき、ただし実員が定員を超えている場合は定員までとする、いわゆる定員内実員に変更するものです。

また、下段の 2 の常勤職員割でございますが、現在の配分基準では、補助単価 80 万円に 2 人を上限とする、常勤職員数を乗じて得た額を配分しています。しかし、一律に 2 人までしか補助対象としておらず、規模に応じて補助対象人数が変わる常勤教員割と比較すると均衡がとれていないことから、常勤教員割と同様に規模に応じた補助対象人数の算定方法に変更するものです。具体的には、補助対象人数の上限を定員内実員が 240 人以下の園は 2 人とし、240 人を超える園は 3 人に変更するものです。

幼稚園についての説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 事務局 専修各種学校担当の鈴木でございます。平成 28 年度専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分の基本方針（案）について、御説明申し上げます。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

お手元の資料 3 を御覧いただきたいと存じます。他の学種と同様に昨年度との変更点につきまして御説明申し上げます。恐縮ですが、2 ページをお開きください。「4 平成 28 年度の変更点」についてでございます。まず、(1) 基礎配分でございます。例年どおり、平成 28 年度予算の積算単価が増額されたことを踏まえ、補助単価を予算単価の増加率分増額するものでございます。

次に、(2) 政策誘導配分の③安全管理・施設整備加算についてでございます。こちらにつきましては、恐縮ですが 1 枚おめくりいただきまして、3 ページの「5 平成 28 年度の主な変更点」を御覧ください。前回の議論の中で、「現在、義務教育相当学齢児在籍校に限っている安全管理・施設整備加算の対象を全校とすべきである」という御意見をいただきました。この補助の対象を、従来、義務教育相当学齢児在籍校に限っていた理由は、万一の事件・事故・災害等の際、低年齢の児童・生徒は避難等の適切な対応が難しいことから、安全確保により留意が必要ということを背景としていたところですが、しかし、昨今、学校に対する爆破予告など学校を取り巻く安全環境は厳しさを増しており、安全確保の必要性は義務教育相当学齢児在籍校に限ったものではなくなっているところですが、そこで、このたび安全管理・施設整備加算を見直し、義務教育相当学齢児在籍要件を廃止したいと考えております。

また、在籍生徒一人当たり 1 万円という補助内容を見直し、補助対象経費に応じ、1 校当たり 5 万円から最高 20 万円を補助する内容に改め、安全管理に取り組む専修・各種学校を適切に支援してまいりたいと考えております。なお、補助対象につきましては、専修・各種学校の生徒は、年齢層も幅広く、また、学校の置かれている状況も様々であ

ることから、防犯カメラをはじめとした防犯・防災用具の購入費のほか、防犯・防災教育のための研修会開催費用や自動体外式除細動器、いわゆるAEDの購入費など、生徒の安全管理に資する費用を幅広く対象にしていきたいと考えております。

専修学校・各種学校の説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○加藤会長 ありがとうございます。前回の御意見等を踏まえました主な変更点等について御説明いただきました。この件につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤会長 よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○加藤会長 ありがとうございます。よろしければ、議決の方に移りたいと思います。

それでは、諮問事項3件につきまして、議決を賜りたいと存じます。

ではまず、平成28年度小学校・中学校・高等学校に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤会長 ありがとうございます。それでは、平成28年度小学校・中学校・高等学校に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることといたします。

○加藤会長 次に、平成28年度幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤会長 ありがとうございます。それでは、平成28年度幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることといたします。

○加藤会長 最後に、平成28年度専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分基準の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤会長 ありがとうございます。それでは、平成28年度専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分の基本方針(案)につきまして、原案を適当と認めることといたします。

5 閉会

○加藤会長 以上で議事は終了いたしました。議事の進行に御協力いただきありがとうございます。それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○司会 ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、御多忙な中、二度にわたりまして、大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。御審議いただきました基本方針を踏まえまして、速やかに配分基準を学校法人に伝えていきたいと思っております。今後とも補助目的に沿った学校運営、それから適正かつ効率的な予算の執行に努めてまいりたいと思っております。

審議は以上で終了となりますが、せっかくお集まりいただきました機会ですので、何か御意見がありましたら承りますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、これで全ての日程が終了いたしました。皆様方には、引き続き、県内私学の振興に格別の御指導を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(20分)